

淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）に係る市民アンケートについて

【アンケートご協力のお願い】

日頃から相模原市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度お送りいたしましたアンケートは、相模原市行財政構造改革プラン（※）に基づき実施するもので、相模原市中央区の淵野辺公園に隣接する『淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）』の必要性を判断するために、市民の皆さまから広くお考えやご意見をお聞きし、参考にさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、お願ひいたします。

なお、事業の経緯等につきましては、次頁以降をご参照ください。

※市では、次世代を担う子どもたちが笑顔で暮らせるまちを目指し、限られた財源を有効に活用していくため、令和3年4月に「相模原市行財政構造改革プラン」を策定しました。なお、『淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）』については、行財政構造改革プランの期間中（令和3～9年度）は整備に関する具体的な検討は行わないため、すぐに整備事業を進めるものではありません。

～「相模原市行財政構造改革プラン」P.16抜粋～

淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）

（ア）計画期間中に検討・調査は実施しません。

（イ）ただし、将来の整備の必要性を判断するために、広く市民の意向を把握する市民意向調査を実施します。

○アンケート調査の対象について

市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に抽出した5,000人の方を対象に実施します。この調査は、封筒の宛名の方が回答してください。（ご事情により、ご本人が回答できない場合は、ご家族の方が記入してください。）

○調査票の取扱いについて

- ・調査は無記名で、集計は統計的に処理します。
- ・ご記入いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用しません。

○調査票の回収

ご記入いただいた調査票は、**3月22日（水）まで**に同封の返信用封筒に入れてご返送ください（切手を貼る必要はありません）。

【問い合わせ先】

○淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業に関すること

相模原市公園課

電話 042-769-8243

○総合体育施設整備事業に関すること

相模原市スポーツ推進課

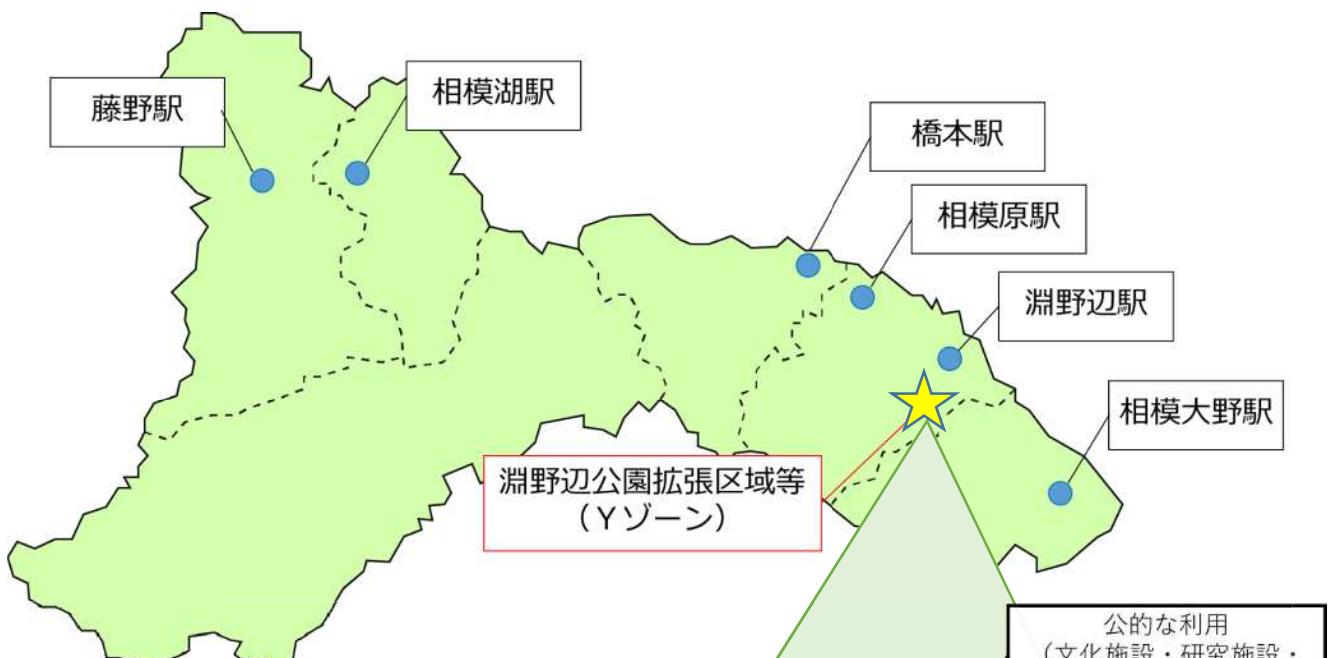
電話 042-769-8288

○このアンケートでお聞きすること

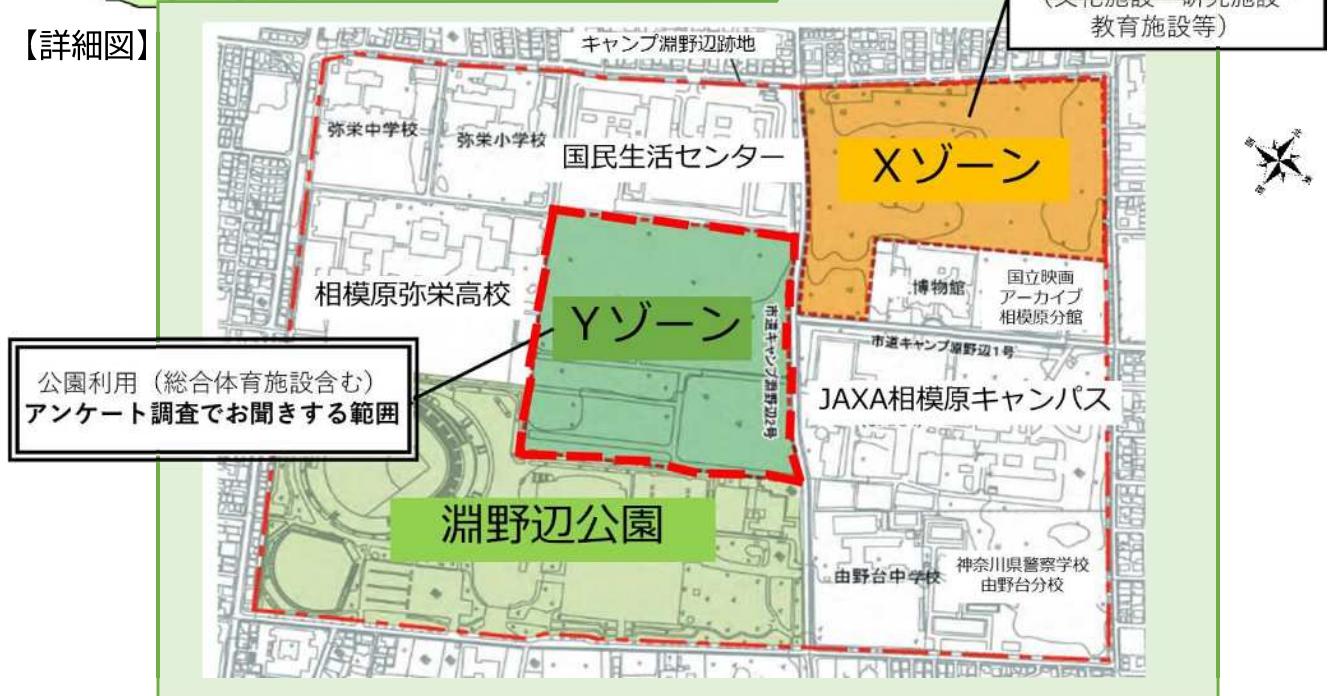
淵野辺公園は、JR 淀野辺駅から約1kmの距離にあり、周辺には市立博物館やJAXA（宇宙航空研究開発機構）相模原キャンパスなどがあります。公園内には、サーティーフォー相模原球場、銀河アリーナ アイススケート場、テニス場、ウイツツひばり球場、ジョギングコース、広場や大型遊具などがあり、スポーツや憩いを楽しめる公園となっています。淵野辺公園の北側には、米軍から返還された国有地である約9.3haの淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）が隣接しており、そのうち約8.4haについては、平成23年に策定した「キャンプ淵野辺留保地整備計画」において、体育館と武道館機能を有する総合体育施設等を含めた公園ゾーンとして土地利用を図っていくこととなっています。

アンケートでは、この淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）について、市民の皆さまが具体的にどのような整備を望まれているか等をお伺いします。

【全域地図】



【詳細図】



○「淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）」の経緯

◆昭和49年～米軍からの返還～

淵野辺公園や博物館等が立地する周辺一帯は、戦後、米軍が「キャンプ淵野辺」として利用してきましたが、昭和49年に米軍から日本政府に全面返還され、その一部は当分の間処分を留保する「キャンプ淵野辺留保地」となっています。

◆平成23年～整備計画の策定～

この留保地の利用については、国・県・市や学識経験者、関係団体代表者等による検討を踏まえ、平成23年に「キャンプ淵野辺留保地整備計画」を策定しました。

整備計画においては、体育館と武道館の機能を有する総合体育施設や、休憩や散策、運動などができるオープンスペースエリア等を整備する事業（「淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）」）について方針を示しました。

◆令和3年～社会経済情勢や本市の財政状況の変化等への対応～

しかしながら、その後の社会経済情勢や本市の財政状況の変化等を踏まえ、令和3年4月に策定した「相模原市行財政構造改革プラン」においては、「淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）」について、令和9年度末まで、整備に関する具体的な検討等は行わず、将来の整備の必要性を判断するために、広く市民の意向を把握する市民意向調査を実施することとしています。